平成２４年（フ）第１６３号
金沢市幸町25番２号
債務者　福嶋　光子
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１９８号
金沢市利屋町151番地、従前の住所京都市上京区下立売通千本西入稲葉町463番地
債務者　西村　智律
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３８号
三重県伊賀市服部町２丁目16番地　雇用促進住宅１棟201号室、前住所三重県伊賀市川東267番地
債務者　林　　秀雄
1　決定年月日時　平成24年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第４５８号
京都市北区紫竹上竹殿町30番地５
債務者　江本　恭二
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５７７号
京都府京田辺市薪西山51番地の29
債務者　谷口由紀子（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６５４号
京都市北区上賀茂女夫岩町18番地の９
債務者　戸田　光政
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６７２号
京都市山科区大宅御所田町２番地11
債務者　井上　　亮
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６７９号
京都市西京区上桂三ノ宮町50番地の39　第５コーポ中川302号
債務者　木下　惠子
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３０７号
兵庫県西宮市甲子園口１丁目８番８―206号、前住所兵庫県西宮市一里山町14番23号　一里山荘
債務者　内野　靖明
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３０８号
兵庫県西宮市甲子園口１丁目８番８―206号、前住所兵庫県西宮市一里山町14番23号　一里山荘
債務者　内野ひろ子
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３２６号
兵庫県尼崎市南清水９番１―806号
債務者　Ｔ・Ｎビルマネジメントこと　中山　徹也
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３３２号
兵庫県西宮市津田町５番10―507号、前住所兵庫県西宮市段上町１丁目10番２―303号
債務者　小野　源子（旧姓北野）
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４９号
広島県尾道市瀬戸田町福田736番地１　102号
債務者　渡辺　和智
1　決定年月日時　平成24年６月15日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第５４号
広島県尾道市栗原町10209番地
債務者　掛田　秋男
1　決定年月日時　平成24年６月15日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第１５８号
愛媛県松山市北土居３丁目２番12号　第２吉野マンション251号
債務者　和田　敬二
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７１号
愛媛県松山市西石井３丁目16番32号　西石井団地２棟226号
債務者　伊藤　洋子
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８１号
愛媛県松山市小坂４丁目５番54号　ＢＩＧフォレスト小坂201号
債務者　鈴木　亜衣
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
松山地方裁判所民事部